

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	{	(イ)第41条	}
		特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外	
		(a)新築されたもの	
		(b)建築後使用されたことのないもの	
		特定認定長期優良住宅	
		(c)新築されたもの	
		(d)建築後使用されたことのないもの	
		認定低炭素住宅	
		(e)新築されたもの	
		(f)建築後使用されたことのないもの	
(ロ)第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)	}		
(a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等が			
された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの			
(b) (a)以外			

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものであることを証明します。

記

申請者住所	
申請者氏名	
家屋所在地	豊見城市
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買 (2)競落

令和 年 月 日